

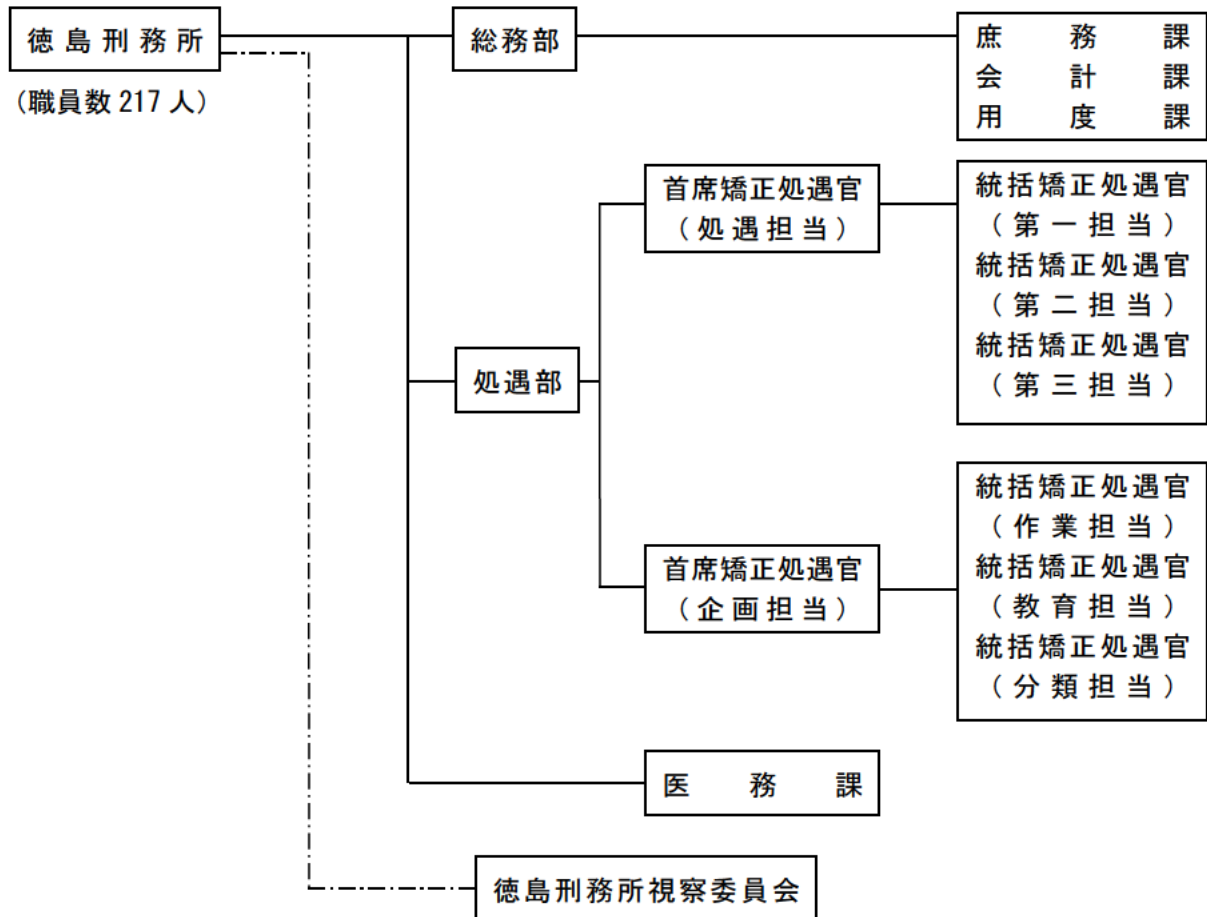
法 務 省

徳島刑務所

〒779-3133 徳島市入田町大久 200-1

TEL (088) 644-0111 FAX (088) 636-5001

〔組織及び職員数〕



設 置 根 拠	法務省設置法第 8 条、第 9 条、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則第 1 条
所 掌 事 務	1 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）の規定により勾留される者及び死刑の言渡しを受けて拘置される者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行うこと 2 前号に規定する者のほか、法令の規定により刑事施設その他これに附置する施設に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者を収容すること
情報公開・個人情報保護窓口	担当：高松矯正管区 第一部 総務課 TEL (087) 822-4455 （注）徳島刑務所に関する情報の開示請求等は、高松矯正管区の上記窓口で受け付けています。